

江差町・上ノ国町学校給食組合 告示第2号

江差町・上ノ国町学校給食センター移転改築管理運営事業について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和3年2月3日

江差町・上ノ国町学校給食組合

組合長 照井 誉之介

(1) 事業名称

江差町・上ノ国町学校給食センター移転改築管理運営事業

(2) 事業目的

学校給食には、児童生徒の心身の健やかな発達を支えるため、安全・安心な給食を安定的に提供することが必要なことであり、学校給食栄養基準に基づく栄養バランスを確保し、おいしく魅力ある給食を提供することが重要である。また、学校給食には、地産地消の推進や食に関する情報提供など、食を通じた地域の連携においても役割を担うことが求められている。

こうした学校給食の役割を適切に果たすためには、各種法令及び基準に適合した学校給食施設が必要となる。本組合の現状の学校給食施設については、施設・設備等の老朽化が著しい状況にあり、衛生管理基準のドライ対応施設への課題、米飯給食の提供、食物アレルギーへの対応などの課題がある。学校給食の最大の責務である「安全で安心な給食の提供」を安定的に行うために、施設・設備・衛生管理の環境整備を実施するもの。

(3) 事業内容

① 建設場所 檜山郡江差町字砂川町7番地

② 敷地面積 4,601.661㎡(予定)

③ 計画条件

・鉄骨造平屋建て 1,000㎡程度

・配送 小学校5校+中学校3校

・最大提供食数 800食

・年間提供日数 センター稼動日数210日/年 喫食回数190回/年

・提供開始時期 令和4年8月中旬(予定)

・主食(米飯設備)有り

・パン、麺、牛乳は別途委託業者で調理後、給食センターへ一括配送
事業者がセンターにて学校別に仕分け後、事業者にて各学校へ配送

④ 事業範囲 施設整備業務 調理・配送業務 維持管理業務

⑤ 総事業費上限 ¥2,133,971,000円-(消費税含む)

(4) センターに持たせる機能

① 学校給食の提供

(5) 基本方針

① 安全・安心な給食の提供

献立の充実と、食中毒事故の防止や異物混入がない安全、安心でおいしい給食の実現を図る。

② 衛生管理の徹底

施設整備により、ドライ対応を可能とし、学校給食衛生管理基準を満たし、衛生管理を徹底する。

③ 食育の推進

各学校と連携し、栄養教諭の配置を有効に活用しながら食育の推進に向けた取組みを充実させていく。

④ 地産地消の推進

生鮮野菜等の地場産品の積極的な活用を推進し、地域産業の活性化に寄与する。

⑤ 効率的な運営及び財政負担の軽減

江差町、上ノ国町の2町の財政負担軽減について、対応策を検討し、効率的かつ実効性のある施設整備及び管理運営を目指すもの。経常的経費等の管理経費についてのコストの節減を図った施設整備とし、併せてランニングコストの縮減を図り、運営についても無駄のないものとする。

(6) 事業方式

本事業の事業者選定方法は公募型プロポーザル方式を採用し、事業者が学校給食センターの設計・施工・調理・配送・維持管理業務を行うものである。(DBO方式)

本公募により提案が採用された事業者は本施設を設計・建設し、建設完了後、令和4年7月31日までに本施設の所有権を本給食組合に取得させる。

建物竣工後、調理業務・配送業務・維持管理業務を実施する。

調理業務及び維持管理業務の事業期間は15年間とする。

(7) 業務範囲

事業者は、本事業に係る次に掲げる業務を行う。

① 施設整備業務

ア) 事前調査業務及び関連業務

イ) 各種認可申請等業務及び関連業務

ウ) 設計業務(基本設計 実施設計 解体設計)及び関連業務

エ) 建設業務(付帯施設及び外構)及び関連業務

オ) 解体工事業務(現給食センター 建物本体・敷地内住宅・車庫・ゴミステーション・厨房機器・調理器具・コンテナ・ボイラー等)

- カ) 厨房調理機器 調達・搬入設置業務
- キ) 厨房調理備品 調達業務
- ク) 食器・食缶等 調達業務
- ケ) 施設備品(事務機等)調達業務
- コ) 完成検査及び引渡し業務

②調理業務

- ア) 物資検収時の受け取り、格納、検温、検品業務
- イ) 主食(米飯)及び副食の調理業務(下処理業務を含む)
- ウ) 原材料及び調理後の食品の保存食の採取及び保管業務
- エ) 食物アレルギー対応食調理業務
- オ) 配缶等業務
- カ) 食器食缶等・厨房調理機器・厨房調理備品の洗浄・消毒保管業務
- キ) 厨芥、残滓等の処理業務
- ク) 施設、設備及び機器の清掃、消毒、安全点検並びに記録業務
- ケ) 使用物品調達管理業務
- コ) 衛生管理業務
- サ) ボイラー運転管理業務(設置する場合のみ)
- シ) その他機器の簡易な点検業務
- ス) 前各号に付帯する業務

③配送業務

- ア) コンテナ配送及び回収業務
- イ) コンテナ配送用車両調達業務
- ウ) 配送車の車両日常点検・清掃・維持管理業務

④維持管理業務

- ア) 建築物保守管理業務(修繕業務含む)
- イ) 建築設備保守管理業務(修繕業務含む)
- ウ) 附帯設備保守管理業務(修繕業務含む)
- エ) 外構等保守管理業務(外構の修繕業務を含む)
- オ) 厨房調理機器・厨房調理備品・食器食缶等・施設備品保守管理業務(厨房調理機器の修繕業務、厨房調理備品の修繕・補充業務、食器食缶等の修繕・補充業務、施設備品の修繕業務を含む)
- カ) 防鼠害虫等検査駆除業務
- キ) 施設警備業務
- ク) 消防用設備等点検業務
- ケ) 自家用電気工作物保安管理業務

- コ) 除害施設管理業務(油分離槽洗浄清掃、濾過槽・スクリーンバケット洗浄清掃、油吸着剤交換、汚泥等運搬・処分) (設置する場合のみ)
- サ) ボイラー保守点検業務 (設置する場合のみ)
- シ) 塩素滅菌装置保守点検業務 (設置する場合のみ)
- ス) 冷凍冷蔵庫保守点検業務
- セ) 自動ドア保守点検業務
- ソ) 油分離槽水質検査業務
- タ) L P G強制気化装置保守点検業務 (設置する場合のみ)
- チ) 高所清掃業務
- ツ) 排水管等洗浄業務
- テ) 施設清掃業務
- ト) 受水槽・高架水槽・ホットウエルタンク清掃業務 (設置する場合のみ)
- ナ) 地下重油タンク清掃・圧力試験業務 (設置する場合のみ)
- ニ) ボイラーばい煙量等測定業務 (ボイラーがある場合のみ)
- ヌ) 電気料、上下水道料、ガス、重油等の施設運営に係る光熱水費負担業務 (本給食組合職員用を含む)
- ネ) その他維持管理に必要な関連業務

(8) 本事業に関する本給食組合からの事業者への支払い

事業者が実施する本事業に要する費用の支払いについて、施設整備業務については継続事業とし、令和3年度末時点での建設費の出来高相当分を部分払いすることとする。その後、建設事業及び解体撤去事業が終了後、残額を支払うこととする。

設計については、設計業務完了後に部分引渡しを行い、部分引渡しに係る業務委託料を支払う。

調理業務・配送業務・維持管理業務は月均等払いとし、令和19年3月までの14年8か月の事業・業務契約を締結する。ただし、学校数の減少、児童生徒数の減少等により当初想定していた調理食数等に大幅な変更があった場合は、管理運営費について、協議の上契約変更する場合がある。

(9) 法令等の遵守

本事業を実施するに際しては、次に掲げる法令等を遵守すること。また、関連する各種の要綱・基準等についても最新のものを参照し遵守すること。

ア：法令

- ①地方自治法(昭和22年法律第67号)
- ②建築基準法(昭和25年法律第201号)
- ③都市計画法(昭和43年法律第100号)
- ④消防法(昭和23年法律第86号)
- ⑤水道法(昭和32年法律第79号)

- ⑥下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
- ⑦水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)
- ⑧廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- ⑨建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)
- ⑩大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
- ⑪騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
- ⑫振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
- ⑬エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)
- ⑭学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)
- ⑮学校保健法(昭和 33 年法律第 56 号)
- ⑯学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)
- ⑰食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)
- ⑱食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116 号)
- ⑲食育基本法(平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号)
- ⑳労働基準法(昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号)
- ㉑道路交通法(昭和 35 年 6 月 25 日法律第 105 号)
- ㉒土壌汚染対策法(平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号)

その他の関連法令

イ：要綱及び各種基準

- ①学校環境衛生基準(文部科学省平成 21 年 4 月 1 日制定)
- ②学校給食衛生管理基準(文部科学省平成 21 年 4 月 1 日制定)
- ③大量調理施設衛生管理マニュアル(平成 9 年 3 月 24 日厚生省衛食第 85 号)

ウ：その他の関連法令

記載している各種法令(当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む)を遵守すると共に関連する要綱・基準(最新版)についても、適宜参照すること。

なお、記載のない各法令等についても、必要に応じ適宜参照すること。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集する内容

事業者から次の項目について提案を募集する。

- ①施設整備業務の計画案
- ②調理業務の計画案
- ③維持管理業務の計画案

(2) 事業者の選定に係る基本的な考え方

設計・建設・調理業務・維持管理等の各面と、費用対効果・利便性を総合的に評価して事業者の選定を行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行う。

(3) 優先交渉権者の決定

江差町・上ノ国町学校給食組合が設置する「江差町・上ノ国町学校給食センター移転改築管理運営事業プロポーザル審査委員会」で、優先交渉権者を決定する。

(4) 事業者の選定

優先交渉権者決定後、事業内容について本給食組合と協議を行い、事業契約の基本契約を締結する。なお当該基本契約のうち「施設整備業務に係る工事請負費に関するもの」については、江差町・上ノ国町学校給食組合議会の議決を得て本契約となるものである。

3. 事業者の募集及び選定の手順

事業者の募集及び選定のスケジュールは、次に掲げるとおりとする。

但し、当該スケジュールは今後手続きの進捗に応じ具体的に定める。

※書類提出及び問い合わせ先は、5.(1)による。土、日除く 9:00～17:00 迄

スケジュール（予定）	内 容
令和3年2月3日(水)	募集要項 要求水準書の公告
令和3年2月4日(木)～16日(火)	プロポーザル参加申込及び資格申請書受付
令和3年2月19日(金)	プロポーザル参加資格審査結果通知
令和3年2月22日(月)～25日(木)	募集要項・要求水準書に関する質問受付期間
令和3年2月22日(月)～3月15日(月)	提案書類の受付期間
令和3年3月1日(月)	質問に対する回答
令和3年3月下旬	提案書類に関するプレゼンテーション
令和3年3月下旬	審査委員会
令和3年3月下旬	審査結果通知
令和3年4月上旬	基本契約の締結

4. 応募者の主要参加要件

(1) 応募資格

① プロポーザル参加者の構成

プロポーザル参加者は以下により参加グループを構成するものとする。

- ・調理、配送、維持管理業務運営企業（以下「運営企業」という）
- ・本施設を建設する企業（以下「建設企業」という）
- ・本施設を設計監理する企業（以下「設計企業」という）
- ・本施設の厨房調理機器・厨房調理備品を調達・搬入設置する企業（以下「厨房調理機器企業」という）

②代表企業の選定

運営企業を代表企業とすること。

③複数参加の禁止

構成企業は他の参加グループの構成企業になることはできないものとする。

④参加資格の詳細

プロポーザル募集要項を参照すること。

(2) 留意事項

①提案に関し必要な費用は、提案者の負担とする。

②応募者は1つの提案しかできない。

③提案に際して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円を使用することとする。

④提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。

⑤提案書に記載した予定設計者及び施工管理者は、原則として変更できない。

但し、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の資格と経験を有する技術者をもって充てるものとし、あらかじめ本給食組合の承諾を得ること。

⑥提案書は返却しない。なお、提案書は提出者に無断で使用しない。

5. 手続き等

(1) 担当部局 江差町・上ノ国町学校給食組合 管理係

住 所：北海道檜山郡江差町字南浜町4 1 1 番地

T E L：0139-52-1356

F A X：0139-52-1673

E-mail：e-kyuushoku@town.hiyama-esashi.lg.jp

(2) 配布資料

①プロポーザル募集要項

②プロポーザル要求水準書

③添付資料

別紙1 敷地計画図

別紙2 リスク分担表

別紙3 修繕・更新区分

別紙4 地質調査柱状図

別紙5 献立表（令和2年1月から12月）

別紙6 学校給食における食物アレルギー対応基本方針

別紙7 配送先分布図

別紙8 学校別給食搬入口写真

- 別紙 9 学校配膳室状況
- 別紙 10 既存給食センター図他
- 別紙 11 横断図・縦断図
- 別紙 12 給水・排水位置図
- 別紙 13 アスベスト調査報告書